

2019年7月24日

お客さま各位

岡崎信用金庫

**「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金・積金規定の改定のお知らせ**

## 記

当金庫は2019年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年10月1日より預金・積金規定集を改定します。

本変更後は、お客様との新規取引開始時にお取引目的やお客様に関する情報を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また既にお取引のあるお客様においても、お取引の内容や状況等に応じ、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を、再度確認させていただく場合がございます。その際、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、在留カードをお持ちのお客様につきましては新規取引開始時に、在留期間・在留資格等を確認させていただいておりますが、すでにお取引があるお客様も在留期間・在留資格等を更新された場合、新たな在留カードを確認させていただく場合があります。

当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。また、当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、お取引を制限等させていただく場合がございます。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

## 1. 改定する「預金・積金規定」

規 定	
当座預金規定(一般用)	当座預金規定(専用約束手形口用)
普通預金規定(普通預金無利息型を含む)	貯蓄預金規定
納税準備預金規定	期日指定定期預金規定
自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)	自由金利型定期預金規定(大口定期)
変動金利定期預金規定	定額複利預金規定
定期積金規定	通知預金規定
外貨普通預金規定	外貨定期預金規定

2. 改定日

2019年10月1日(火)

3. 主な改定内容

以下の条項を追加・変更します。なお、普通預金規定以外の規定においても改定を行います。(対象箇所を下線)

(普通預金規定の抜粋)

普通預金規定第13条(取引の制限等) 新設

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず在留期限のある預金者が本邦に居住する場合は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫所定の方法により届出てください。届出後に在留資格や在留期間に変更があった場合も同様とします。当該預金者が当金庫に届出した在留期間が経過したときは、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。  
前4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

普通預金規定第14条(解約等) 追加・変更

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
  - ③当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
  - ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止・解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この停止・解約により当金庫に損害が生じたときは、預金者がその損害を賠償するものとします。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②預金者が、次のいずれか(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
    - D. 暴力団準構成員
    - E. 暴力団関係企業
    - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - G. その他前記AからFに準ずる者
  - ③預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. その他預金者(預金者が法人である場合には、役員または経営に実質的に関与

している者を含む。)が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ④預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. 前記AからDに準ずる行為

以上